

災害福祉派遣チーム(DWAT)への期待と今後の展望

災害時における二次被害防止と要配慮者の避難所生活支援

近年、大規模地震をはじめ台風による土砂災害等、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。避難所等においては高齢者や障がい者をはじめ子どもや妊産婦といった災害時要配慮者が長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化の二次被害が生じる場合も少なくありません。

東日本大震災を契機として災害に備える様々な取組みが広がっていますが、今回の特集では、避難所等における要配慮者への福祉的配慮や相談支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の概要と平時の活動について紹介します。

災害福祉支援体制の構築に向けて

○国の動向

厚生労働省は、災害時における二次被害を防止するため、平成30年に「災害時の福祉支援体制の構築に向けたガイドライン」を策出し、各都道府県単位での災害福祉支援ネットワーク構築と避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームの組成を呼びかけた。

○岐阜県の災害福祉広域支援体制

本県では、大規模災害の発生に備え、福祉的支援のネットワーク化を図り、緊急時における人材派遣体制を構築するため、平成26年7月、岐阜県(健康福祉政策課所管)と本会

が事務局となり、岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設立しました。

平成27年には岐阜県と11団体との間で「岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定」を締結し岐阜DCATの設置に至りました。

チームを設置した当時は「岐阜DCAT」でしたが、令和3年8月に岐阜DWATへ名称変更しました。

岐阜DWATとは何か

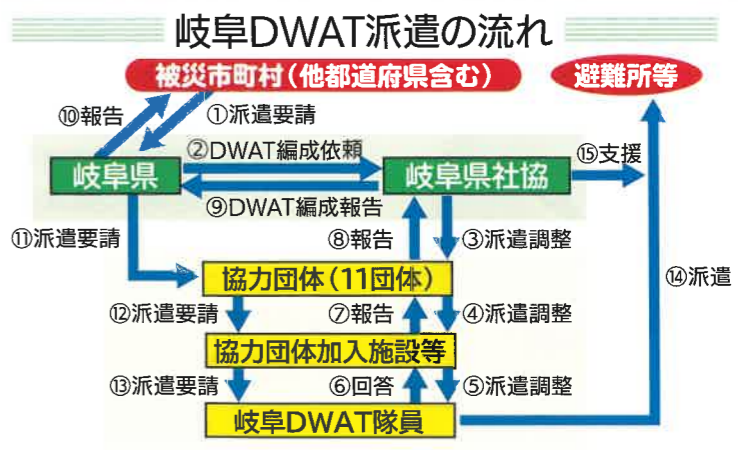
・DWATはDisaster(災害) Welfare(福祉) Assistance(支援) Team(チーム)の略称であり、大規模災害発生時において、避難所等で生活する要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等)に対して福祉的な支援を行うチームです。

派遣の基準と流れ

・岐阜DWATの隊員数は令和5年9月現在257人であり、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士等の資格を保有しています。

・県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際に、避難所に避難した要配慮者の福祉的ニーズをふまえ、岐阜DWATの派遣が必要と判断した市町村が岐阜県(健康福祉政策課)へ派遣要請します。

・本会は岐阜県からのDWAT編成依頼を受けて、協定締結団体に対して派遣可能な隊員について調整し、1チームあたり5名程度の隊員を編成し県へ報告する役割を担っています。



- ### 災害時の福祉派遣チームの組成
- 岐阜県災害派遣福祉チーム(岐阜DCAT)の設置(H27.6) ※令和3年度に「岐阜DWAT」へ名称変更
 - 県と以下の11団体との間で、「岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定」を締結
- 岐阜県社会福祉法人経営者協議会
 (一社)岐阜県老人福祉施設協議会
 (一社)岐阜県知的障害者支援協議会
 岐阜県身体障害者福祉施設協議会
 岐阜県精神保健福祉協会
 岐阜県保育研究協議会
 岐阜県児童福祉協議会
 岐阜県デイサービスセンター協議会
 (一社)岐阜県社会福祉士会
 岐阜県老人保健施設協会
 (一社)岐阜県介護福祉士会(※令和4年度加入)

活動内容(想定)

・一般避難所では相談窓口を開設し避難者に対する生活相談や避難所の生活環境改善の支援を行います。福祉避難所では開設運営補助、避難者の生活支援、要配慮者が入所・入院する場合は搬送補助を行います。これらは想定であり、実際に派遣された避難所等では、被災者に寄り添い被災者から頼られるための専門性を発揮する活動が求められます。

岐阜DWATの平時の活動(研修と訓練)

・本会では、岐阜県からの委託を受けて岐阜DWATの研修と訓練を実施しています。

・階層別研修として、ビギナー研修「新規隊員登録研修」、ミドル研修「フォローアップ研修」、アドバンス研修「チームリーダー養成研修」を実施しています。

・訓練は情報伝達訓練(派遣要請時の円滑な対応)、実地訓練(DWATの実効性の確保)を実施しています。

・ここでは昨年10月29日に実施した実地訓練と11月21日に実施した岐阜DWATアドバンス研修の内容について報告します。

【実地訓練】訓練の想定

揖斐川―武儀川断層帯を震源とする

る最大震度7の地震が発生し、建物崩壊により多数の市民が一般避難所(武芸川中学校)へ避難したが、その中に要配慮者が含まれていることから武芸川福祉センターに福祉避難所を開設する。

○訓練の内容

認知症、腎臓機能障害等8組10名の避難者は関市福祉関係各課の職員が演じ、関市職員と岐阜DWAT隊員が二人一組のペアを作り、スクリーンシート、避難者カード等により困りごとや訴え等の聞き取りを実施。その結果について地域派遣職員責任者(関市)を交えて協議した結果、5組7名の避難者を福祉避難所へ移送することとし実施した。

(※車両による移送訓練を検討したが省略)



▲実地訓練
～福祉避難所で岐阜DWAT隊員が避難者を受付～

関市職員と岐阜DWAT隊員が協力して避難スペース(ドーム型テント)や簡易ベッド等を組立てた他、福祉避難所開設責任者(関市)と岐阜DWAT隊員が避難者の避難スペースについて協議。岐阜DWAT隊員が中心となり、避難者の受付、避難スペースへの誘導、ニーズの聞き

取りを実施。その報告をチームリーダーがホワイトボードに書き込みして共有。その後、参加者による振り返りをして訓練を終了しました。

【岐阜DWATアドバンス研修】

・華頂短期大学教授の武田康晴氏を講師に迎え、講義では「災害時のソーシャルワーク」、「災害派遣福祉チームの活動内容」について学びました。平成30年豪雨災害において京都DWATが岡山県倉敷市の避難所で実際に活動した内容の報告があり、参加者自身が派遣された場合のイメージにつながったようです。演習では、実際に熊本地震であった事例を素材にして「DWATの活動環境を自分たちで創る(開拓する)ためのアイデア」を出し合いました。



▲アドバンス研修
～災害派遣福祉チームの実際の活動について学ぶ～

・東日本大震災の教訓として「平時にできないことは災害時にもできない」という言葉があり、この研修をとおして、災害派遣福祉チームは、災害時は被災地における福祉支援の担い手であり、平時は受援力のある地域づくりの推進役であることを再認識しました。

令和6年能登半島地震にかかるDWAT及び社会福祉施設への介護職員の派遣

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様からのお見舞い申し上げます。石川県においては1月15日現在、約1万6千人が避難しており、ライフラインの復旧は目途が立たず、道路の陥没による集落の孤立、災害関連死の発生や感染症罹患患者数の増加等により、2次避難所の確保と避難者の移送が展開されています。

石川県から災害派遣福祉チームの派遣要請があり、近県及び活動実績のある複数の府県からDWAT派遣が開始されました。また、厚生労働省から社会福祉施設に対する介護職員等の派遣依頼があり、43都道府県から約1,700人を派遣可能との回答があり、被災地のニーズとマッチングさせて職員を派遣することにになりました。

避難生活の長期化による衛生環境・生活環境の改善が急務となったことから、災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協)より本県に対して、DWATの派遣可能人数の事前調査依頼がありました。その結果、2月15日より本県で初めてDWATを派遣することになりました。